

パブリックコメントの意見に基づく計画書の修正箇所

番号	パブリック コメントで の通番	ページ 番号	意見の概要	市の考え方	修正前	修正後
1	25	22	路線バス運行ルートについて、〇〇地域から□ □地域、とありますが、□□地域の住民目線では、抵抗を感じる表現であり、“〇〇地域と□□ 地域、それぞれの間を主に運行しています。”に修正してください。	「阪急バスが中心地域と北部地域、近鉄バスが中心地域と南部地域、京阪バスが中心地域と南部地域の東部の地域間を主に運行しています」に修正します。	22ページ 1～3行目 「阪急バスが中心地域から北部地域、近鉄バスが中心地域から南部地域、京阪バスが中心地域から南部地域の東部を主に運行しています。」	「阪急バスが中心地域と北部地域、近鉄バスが中心地域と南部地域、京阪バスが中心地域と南部地域の東部の地域間を主に運行しています。」
2	26	35	1. 高齢社会への対応について、本市は、今や、高齢社会でなく、超高齢社会に突入している。	「1. 高齢社会への対応」を「1. 超高齢社会への対応」に修正します。	17ページ 12行目、13行目 「・人口減少、高齢社会に対応するため、歩いて暮らせるコンパクトな生活圏を維持し、構築するとともに、 <u>高齢社会</u> に対応した移動手段の確保」	「・歩いて暮らせるコンパクトな生活圏を維持し、構築するとともに、 <u>人口減少、超高齢社会</u> に対応した移動手段の確保」
					35ページ 5行目 「1. 高齢社会への対応」	「1. <u>超高齢社会</u> への対応」
					39ページ 【将来像の実現に向けた交通の課題】の枠内 「1. 高齢社会への対応」	「1. <u>超高齢社会</u> への対応」
3	28	35	3. 自転車交通への対応について、①の通行環境は、通行空間が妥当。②マナー・モラルの向上は、運転ルールの修得・マナーの向上が妥当。	「自転車通行環境」を「自転車通行空間」に修正します。 自転車だけでなく、自動車、歩行者についても交通ルールを守る必要があるため、「マナー・モラルの向上(自転車利用者)」を「交通ルールの遵守・マナーの向上」に修正します。	35ページ 18行目 「①自転車通行環境の整備」 「②マナー・モラルの向上(自転車利用者)」	「①自転車通行空間の整備」 「② <u>交通ルールの遵守・マナー</u> の向上」
4	33	37	茨木市の将来の交通体系について、次のとおりに修正を提案します。 ・平坦な地形を活かした自転車が利用しやすい環境:“環境”を“通行空間”に。	「自転車が利用しやすい環境」を「自転車が利用しやすい通行空間」に修正します。	37ページ 図 将来の交通体系イメージの枠内 「・平坦な地形を活かした自転車が利用しやすい環境」	「・平坦な地形を活かした自転車が利用しやすい <u>通行空間</u> 」
5	73	53	(施策6)市内のレンタサイクルとしては、彩都西でも彩都(国際文化公園都市)建設推進協議会の企画による21台の電動アシスト自転車が設置されています。	茨木市内のレンタサイクルの図に補足します。	記載無し	53ページ 「図 茨木市内のレンタサイクル」の欄外に、以下の文章を記載 「※このほか、モノレール彩都西駅付近の商業施設において、民間事業者により電動自転車(24台)のレンタサイクル事業が実施されています。」
6	75	57	(施策7-2)テーマ①の施策1-4に記述のとおり、ともに取消しを。(豊能町では、「豊能町地域公共交通基本構想」が策定され、東西バスを廃止するなか、北急の延伸も踏まえ、新たな交通ネットワークが計画されています。)	市民の利便性を向上させるための1つの施策として隣接自治体との連携も検討しています。「東西バス」の記載については削除します。	57ページ 2行目 「・本市に隣接する豊能町では、公共交通の維持及び確保に向けた取り組みとして <u>町の東西を結ぶバス</u> やデマンドタクシーが運行されています。」 57ページ 枠内の文章 「・町で運行していた巡回バスを全面的に見直し、平成23年7月1日から社会実験として「 <u>東西バス</u> 」、「東地区デマンドタクシー」の運行を開始している。」	「・本市に隣接する豊能町では、公共交通の維持及び確保に向けた取り組みとしてデマンドタクシーが運行されています。」 「・町で運行していた巡回バスを全面的に見直し、 <u>地域の実情に合った乗合交通の導入</u> に向けて平成23年7月1日から社会実験として「東地区デマンドタクシー」の運行を開始している。」
7	99	87	(施策20)“運転ルール”、“交通ルール”、“通行ルール”、“駐車ルール”、とあるものの、使い分ける必要が認められず、かえって限定的に理解されることも懸念され、“交通ルール”にまとめるのが妥当です。また、“駐輪や駐車ルール”は不要で、“自転車の運転ルール”は“自転車のルール”で充分です。	交通ルールの具体例として、通行ルール、駐輪や駐車ルール、自転車の運転ルールとしています。なお、通行ルールの1つに自転車の運転ルールがあります。 施策20のタイトルについて、「運転ルール」を「交通ルール」に修正します。	39ページ 施策20のタイトル 「歩行者・自転車・自動車利用者の運転ルール・マナーの啓発」	「歩行者・自転車・自動車利用者の <u>交通</u> ルール・マナーの啓発」
					87ページ 施策20のタイトル 「歩行者・自転車・自動車利用者の運転ルール・マナーの啓発」	「歩行者・自転車・自動車利用者の <u>交通</u> ルール・マナーの啓発」
					88ページ 施策20のタイトル 「歩行者・自転車・自動車利用者の運転ルール・マナーの啓発」	「歩行者・自転車・自動車利用者の <u>交通</u> ルール・マナーの啓発」